

奥武山総合運動場の利用料金基準額の見直し（案）について

令和 7 年 7 月

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

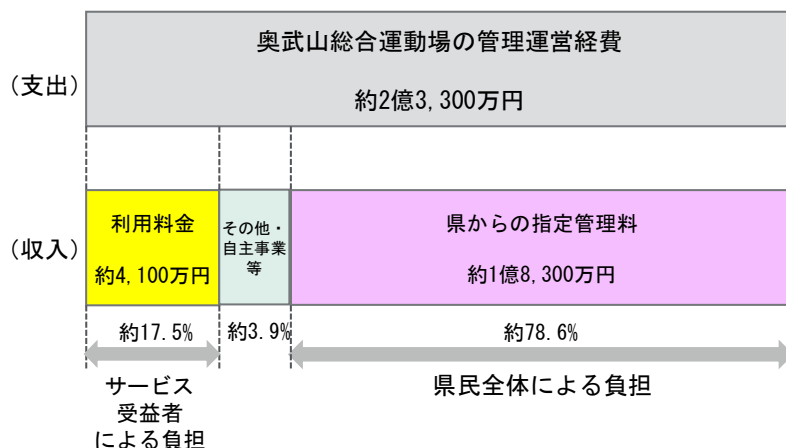
1. 現状と課題

- スポーツ振興課所管の奥武山総合運動場（8施設）は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、利用料金制を採用しています。
- 同施設の管理運営には、年間約2.3億円の経費を要していますが、利用料金の収入額は約4,100万円にとどまり、経費の約78.6%を沖縄県からの指定管理料で賄っております（R4～R6年度平均）。これは、利用者以外も含めた県民全体で負担していることを意味します。

【奥武山総合運動場 施設一覧】

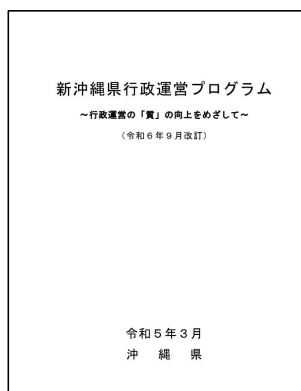
	施設名称	整備年度	設置場所
1	奥武山陸上競技場	S40	那覇市 (奥武山公園内)
2	奥武山補助競技場	S40	
3	奥武山庭球場	S58 (H22 5面 改修) (H26 8面 改修)	
4	奥武山水泳プール	S58 (H21改築)	
5	奥武山弓道場	S48 (H23改築)	
6	武道館	H6 (錬成道場棟) H9 (アリーナ棟)	
7	糸満球技場	S57	糸満市
8	ライフル射撃場	S61 (H23改修)	南城市大里

【収支実績（令和4～6年度平均）】



1. 現状と課題（つづき）

- 沖縄県では、「新沖縄県行政運営プログラム（令和5年3月）」において、「持続可能な行政運営の構築」を目標の1つに掲げ、具体的な取り組みとして使用料及び手数料の見直しを実施することとしております。
- 具体的には、既存の使用料及び手数料について、「受益者負担の原則」と「負担の公平性」の観点から、合理的かつ適正な使用料等の徴収による歳入の確保を図るため、定期的（原則3年ごと）に見直しを行うこととしております。
- しかしながら、奥武山総合運動場については、これまで増改築した施設単独での料金見直しや、消費税率改定の機会での改定のみになってまいりました。



※沖縄県行政管理局HP掲載資料より抜粋

「受益者負担の原則」

公共サービスによって利益を受ける人が、利益の度合いに応じて、当該サービスにかかる費用を負担すべきであるという原則。

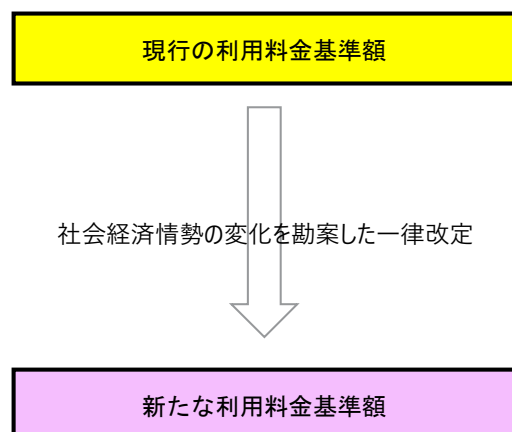
【方針2-1】		項目番号	11-3
収支のバランスがとれた財政マネジメント		SDGsのゴール・目標	10 持続可能な経済
実施項目名	歳入金の適切な管理（使用料及び手数料の見直し）	所管課	財政課
主な課題	行政サービスとしての必要性を確保し、「受益者負担の原則」と「負担の公平性」の観点から、合理的かつ適正な使用料及び手数料の徴収による歳入の確保を図る必要があります。		
取組内容	既存の使用料及び手数料について定期的（原則3年毎）に見直しを実施し、公表するとともに、新たな使用料等について適正な料金設定を行います。		
取組による効果	適正な使用料及び手数料の徴収により歳入の確保が図られるとともに、必要な行政サービス水準が確保されます。		
県民から見た行政運営の変化（実施項目の目標）	適正な使用料及び手数料の徴収により、公平に行政サービスを受けることができます。		

■成果指標		基準値 (R3又はR4)	年度ごとの目標値			
成果指標名			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1	適正な使用料及び手数料への見直し作業実施率（実施件数／実施対象件数）	100% (R3実績)	100%	100%	100%	100%
【参考】これまでの主な取組						
【H30年度、R1年度】 8月に部局照会し、各部局ヒアリングを行い、料金の妥当性を検討。見直しが必要な使用料等については、年度内に関係条例を改正し、料金を改定した。 H30年度: 3,337件、R1年度: 1,626件 【R2年度、R3年度】 「新型コロナウイルス感染症対応業務等に伴う通常業務の取扱いについて（令和2年8月11日付け総行第193号）」、「新型コロナウイルス感染症対策に対応するための通常業務の見直しに徹底について（令和3年8月30日付け総行第324号）」に基づき、不要不急の通常業務の縮小等を中心に体制を確保し、全庁挙げてコロナ対策業務に取り組む必要があったことから、定期的な見直し作業については令和4年度以降に実施することとした。						

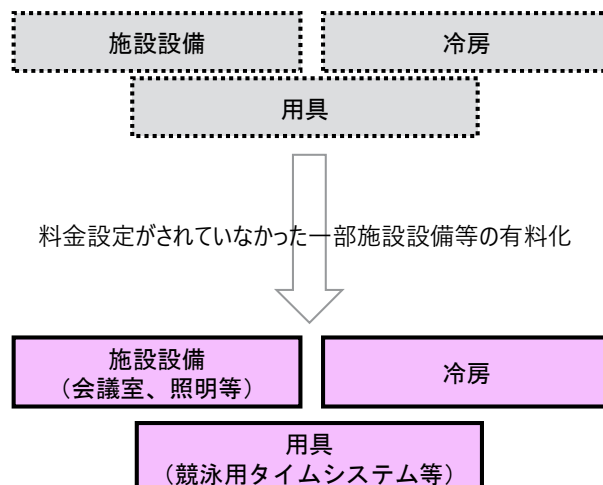
2. 対応方針

- 今般の社会経済情勢の変化や施設機能の現状等を勘案し、持続可能で最適な公共施設サービスを提供するため、条例で定める利用料金基準額を改定いたします。
- また、機能の向上が図られた施設や、電気等使用料を徴収していない一部施設において、施設設備等の区分及び基準額を新設いたします。
- 新たな改定額の適用は、令和8年4月1日を予定しています。

【 現行料金の見直し 】



【 料金の新設 】



3. 具体的な見直しの内容（沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例改正）

○ 条例で定める現行の利用料金基準額については、本施設における行政サービスの提供に要する経費をまかなえる利用料金に設定することを目標としますが、急激な値上げによる利用者への負担を抑えるため、料金基準額は、激変緩和措置として現行の150%を上限とします。

○ 新設する「施設設備」、「冷房」、「用具」の算定は、主に以下の基準で行います。

（1）施設設備

①会議室等の室料（専用利用の場合のみ）

- ・水泳プール（記録室、トレーニング室）、錬成道場（師範室）、弓道場（ミーティング室、審判控室）

○基準額＝既設定の他室料金を基として新設する室の面積割合で換算

②照明等の付帯設備（専用利用の場合のみ）

- ・水泳プール照明（25m、50m）、武道館アリーナ、クライミング照明（リード・ボルダリング）、武道館第1～3錬成道場照明、弓道場照明（遠的、近的）

○基準額＝既設定の他施設（照明等）料金を基として新設設備（灯数等）で換算

4

3. 具体的な見直しの内容（つづき）

（2）冷房（専用利用の場合のみ）

- ・水泳プール（会議室、記録室、トレーニング室）、錬成道場（師範室）、弓道場（ミーティング室、審判控室）

○基準額＝既設定の他施設の冷房料金を基として新設する施設の面積割合で換算

（3）用具

①取得価格及び維持管理費が高額な備品（競泳用タイムシステム一式）

○基準額＝他の県立施設で同メーカーの類似機器を導入している施設において設定されている利用料金の平均額

②新たに購入し施設全体の機能向上が図られるもの（競泳用コースロープ）

③県総合運動公園で料金設定されている備品（サッカーゴールポスト）

○基準額＝取得価格 ÷ 耐用年数 ÷ 年間開放日数

5